

盛岡市相談業務効率化環境構築業務委託

要求仕様書

令和 7 年 5 月

盛岡市総務部情報企画課

第 1	総則	2
1	適用	2
2	目的	2
3	業務概要	2
4	協議・打合せ	2
5	秘密の保持	2
6	瑕疵の修正	2
7	損害賠償等	2
8	事業期間及び契約形態	2
9	運用終了時の処理及び引継ぎ	3
10	疑義	3
11	権利	3
12	準拠する法令等	3
第 2	システム要件	3
13	システム基本要件	3
14	利用環境	6
第 3	非機能要件	6
15	信頼性	6
16	教育要件	7
17	システム保守	7
18	運用支援	7
第 4	成果品	8
19	成果品	8
第 5	その他	8
20	その他	8

第 1 総則

1 適用

本仕様書（以下、「仕様書」という。）は、盛岡市（以下、「発注者」という。）が発注する盛岡市相談業務効率化環境構築業務委託（以下、「本業務」という。）に適用するものとする。

2 目的

本業務では、庁内各課が実施している相談業務や議事録の作成において、AI 等を活用して文字起こしや要約することができるシステムを導入することにより、業務の効率化および市民サービスの向上を目的とする。

3 業務概要

- (1) AI 等の先端技術を導入し、音声を自動的に認識し文字化するシステムをオンプレミス版にて提供すること。
- (2) 音声認識率向上のため、集音マイク等の必要な備品を調達及び設定を行うこと。システム利用環境の構築・設定
- (3) システム利用に係る必要な各種マニュアルの作成及び操作研修を行うこと。
- (4) システムの運用支援及び保守を行うこと。

4 協議・打合せ

受注者は発注者と協議又は打合せを行った際は、その都度、協議記録又は打合せ記録を作成し、発注者の確認を受けるものとする。なお、打合せは対面を基本とするが、必要に応じてリモートによる方法も可とする。

5 秘密の保持

受注者は、本業務で知り得た事項を発注者の承認を得ずに他に漏らしてはならない。また、この取扱いは契約期間の満了又は解約により契約が終了した後も同様とする。

6 瑕疵の修正

本業務の成果に瑕疵が見受けられる場合には、本業務継続中はもとより終了後においても、受注者の責任により修正するものとする。受注者側において瑕疵を認識した場合には、遅滞なく発注者に報告するものとする。

7 損害賠償等

受注者は、本業務遂行中に生じた諸事故に対して、発生原因、経過、被害等の状況を発注者に速やかに報告し、受注者の責任においてその解決を行うこと。

8 事業期間及び契約形態

(1) 準備期間

契約締結日から令和 7 年 8 月 31 日まで

(2) システム利用期間

令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(3) 契約形態

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までの単年度契約とする。ただし、令和 8 年度以降の予算によっては、次年度以降も利用の継続を想定している。

9 運用終了時の処理及び引継ぎ

本システムの運用終了時には、受注者は速やかに本システムのデータを完全に消去し、その結果を報告すること。その際、受注者に発生する費用については、発注者に別途請求しないこと。

なお、サーバ等を構築せず、発注者の指定する端末のみで動作する場合にはこの限りではない。第 15.2 で示すマイク設備については、契約期間終了後も受注者に返却は行わない。

10 疑義

仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者、受注者は誠意をもって協議を行うものとする。また、受注者は協議の結果に基づいて業務を実施するものとする。

11 権利

本業務による成果品の著作権・所有権は、システムの整備・構築において使用する市販ソフトウェアの著作権（受注者保有のパッケージソフトウェアの著作権を含む。）を除き、全て発注者に帰属するものとする。

12 準拠する法令等

- (1) 盛岡市情報公開条例（平成 12 年 12 月 26 日条例第 51 号、最終改訂：令和 4 年 12 月 22 日）
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日）
- (3) 情報セキュリティ対策に関する規程（平成 31 年 3 月 29 日訓令第 1 号、最終改訂：令和 4 年 3 月 30 日）
- (4) 盛岡市財務規則（昭和 46 年 11 月 30 日規則第 33 号、最終改訂：令和 6 年 3 月 29 日）
- (5) その他関係法令、規則等

第 2 システム要件

13 システム基本要件

13.1 基本機能

- (1) 本システムは、相談業務や議事録等で活用できるスタンドアローン型文字起こし支援アプリケーションを提供すること。利用用途は、対面のみならず web 会議上でも利用可能であること。
- (2) オフライン（インターネット未接続）の状態で音声認識が可能なスタンドアローン型であること。
- (3) リアルタイムでの音声認識に加え、録音した音声データを取り込んで文字化するバッチ識別にも対応していること。
- (4) 英語の音声認識辞書に対応していること。

- (5) 音声認識で文字化されたテキストから順次、修正作業ができること。
- (6) 音声の録音からテキストの編集、文字起こし内容の出力まで1つのアプリケーション内で行えること。出力先は、Word や Excel、CSV（カンマ区切り）、テキストファイルから選択できること。
- (7) 視聴用に音声認識で文字化されたテキストや文字起こし内容を別の画面に表示できること。
- (8) 音声の再生やテキストの編集はキーボード操作だけでも行えること。
- (9) 音声認識辞書を簡易カスタマイズできる単語登録機能が搭載されていること。
- (10) 別途契約により音声認識辞書を個別にカスタマイズできること。ただし、別途契約は必須としないこと。
- (11) アプリケーションは、端末（Windows パソコン及びタブレット）にインストールして利用できること。
- (12) ライセンスの形態は、次のとおりとする。

端末にUSB キー等を接続した時またはパスワード認証によりアプリケーションが利用できるスタンドアローンライセンス。同時に利用できる台数（ライセンス数）は5台以上とすること。ただし、インストール台数に制限を設けないこと。
- (13) インターネットに接続が必要な機能はプロキシ経由であっても利用できること。
- (14) 文字化されたテキストや文字起こし内容を要約するAI 要約機能が搭載されていること。
- (15) 要約のテキストは音声認識と同様にオフライン環境または事前に発注者に協議を行った上でのクラウド環境で実施すること。ただし、クラウド環境は、ISMAP（Information system Security Management and Assessment Program - 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）クラウドサービスリストに記載のある事業者が提供する環境とし、クラウドサービス上のデータ保持及びクラウド事業者による監視の対象外であること。
- (16) AI 要約機能にクラウド環境を利用する場合は、入出力するテキストの最小単位をトークンとし、処理するテキスト量に応じてトークン数を計測できること。1ライセンスの1月あたり、少なくとも300万トークンまでAI 要約機能を利用できることと。
- (17) AI 要約機能にクラウド環境を利用する場合は、ユーザー認証により利用でき、そのアカウント管理や当月の残トークン数を確認できる管理者サイトを提供すること。アカウント数は少なくとも1,000件を登録できることとし、管理者サイトで、ユーザーアカウントの管理及びアカウントの利用履歴と残トークン数の確認ができる機能を有すること。

13.2 音声認識機能

- (1) 不特定話者対応で事前に話者の音声の登録・学習が不要であること。
- (2) 単語認識ではなく連続音声認識であり、発話内容を一字一句文字化できること。
- (3) 話し言葉の音声認識ができること。
- (4) 英語の音声認識辞書に対応していること。
- (5) 音声認識が出来ない固有名詞に対しては表記と読みを付与することで音声認識が可能になる単語登録機能を持つこと。

- (6) 音声認識を停止せずにユーザー辞書に単語を追加登録でき、かつ、即時反映され文字化できること。
- (7) 自動的に句読点の出力ができること。
- (8) 話者振り分けができること。また、振り分けられた話者情報から自動で話者識別ができること。
- (9) 入力した音声を実タイムで音声認識する方式は、複数のサウンドデバイスを選択し、音声を入力できること。
- (10) 音声ファイルを取り込み音声認識する方式は、音声ファイル（MP3、WMA、MAV、M4A）、動画ファイル（WMV、MP4）に対し、音声認識ができること。

13.3 表示および編集機能

- (1) 認識結果を発話時間、発話者、発言内容に分けて表示できること。
- (2) 発言内容単位で音声の再生と認識文字列、発話時間の修正及び編集が同時にできること。
- (3) 発言内容の削除ができること。
- (4) キーボードとマウスを使用して編集作業ができること。また、キーボードのみでも編集作業ができること。
- (5) 編集結果の項目を選択して、Microsoft Word、Microsoft Excel、CSV（カンマ区切り）、テキストファイルに出力できること。
- (6) 音声データのみを音声ファイル（WAV または M4A）へ出力できること。

13.4 音声再生機能

- (1) 1つの発話の編集が終了したとき、自動的に次の発話の編集に入り、音声も次の発話を自動再生できること。
- (2) ピッチを変えずに音声の再生速度の変更ができること。
- (3) 選択した発言内容の音声を繰り返し再生ができること。

13.5 文字起こし結果の保存機能

- (1) 音声認識した音声や認識結果、編集結果は自動的に保存できること。
- (2) 保存したデータは一覧で表示及び削除できること。
- (3) データ保存フォルダを任意の場所に変更できること。

13.6 AI 要約機能

- (1) 文字起こしの結果から自動的に要約を生成できること。
- (2) AI 要約機能は、オフライン（インターネット未接続）状態のアプリケーション上で実行する方式、または音声認識した音声及び認識結果や編集結果の日本語の文字情報をクラウド環境に送信し、自動的に要約された結果を取得できる方式とすること。また、クラウドを利用する場合は、ブラウザ上またはアプリケーション上のいずれかにより要約や編集が行うことができること。
- (3) 要約結果の文字情報は、クリップボードにコピーできること。また、Microsoft Word またはテキストファイルに出力できること。
- (4) AI 要約機能にクラウドを利用する場合は、ユーザーのアカウントを設定、認証に成功することで、AI 要約機能を有効化できること。
- (5) AI 要約機能にクラウドを利用する場合は、クラウド保存したデータを削除できることとし、送信した文字情報、要約結果はクラウド環境上に残さないこと。

14 利用環境

14.1 システム動作環境

(1) CPU

インテル®Core™i5 プロセッサー（ターボ・ブースト利用時の最大周波数2.5 GHz）以上。

(2) メモリ

8 GB以上。

(3) ハードディスク

インストール時 1 GB以上の空き容量

(4) OS

Windows®10またはWindows®11。いずれも日本語版64bit 版。

(5) インストール条件

(ア) Web サイトから最新版のインストーラーをダウンロードできること。もしくは受注者が発注者に最新版のインストーラーを提供すること。

(イ) ブラウザを利用する場合は、Microsoft Edge (Edge HTML 版)、Microsoft Edge (Chromium 版)、Google chrome (最新版) に対応していること。

(ウ) 管理者権限でのインストールが可能であること。アカウントを管理（登録・修正・削除）できること。

14.2 マイク設備

(1) スピーカーを兼ねているコントロールユニット 1 台・マイク 1 台を標準構成とし、追加で拡張マイクを 4 台以上とすること。

(2) コントロールユニットには自動音響調整機能を持っており、室内の音響環境を学習することで音響設定を自動で最適化できる製品であること。また有線・無線問わず外部マイクの接続が 2 本以上可能であること。

(3) マイクの收音範囲は半径 3 m以上とし、5 台以上の接続が可能な製品であること。また、発話者を自動で追尾する機能やオートゲインコントロール機能、ノイズリダクション機能、残響抑圧機能を兼ね備えていること。

(4) 保管や持ち運びを考慮して収納ケースも用意すること。

第 3 非機能要件

15 信頼性

15.1 システム運用時間

(1) 文字起こしシステムは、文字起こし結果を保存することができる限り、途中で自動停止することなく連続稼働とすること。アプリケーションが自動で停止する場合には、あらかじめ上限時間を設定もしくはマニュアル等に記載すること。

(2) AI要約機能においてクラウド環境を利用する場合は、原則24時間 365日の連続稼働とすることとし、やむを得ない事情によりシステムの全部又は一部を停止する場合には、2週間前までに発注者へ連絡すること。

15.2 セキュリティ

(1) 第三者による不正アクセスや、情報改ざんがないよう、必要なセキュリティ措置

を講じること。

- (2) OSのセキュリティパッチ等は、システム構築時の最新版を適用すること。また、システム導入後も新たにリリースされるセキュリティパッチ等を速やかに適用すること。
- (3) AI 要約機能にクラウドを利用する場合は、インターネット回線で通信を行い、TLS1.2 以上で暗号化すること。
- (4) AI 要約機能にクラウドを利用する場合は、クラウド保存したデータを削除できることとし、送信した文字情報、要約結果はクラウド環境上に残さないこと。
- (5) AI 要約機能にクラウドを利用する場合は、日本の裁判管轄、法令が適用されること。海外への機密情報の流出リスクを考慮し、当該サービスを提供するリージョン（国・地域）を国内に指定し、利用者のデータが海外に保存されないこと。

16 教育要件

16.1 操作マニュアルの作成

- (1) 受注者は、職員向け操作マニュアルを発注者に提供すること。
- (2) 操作マニュアルは、初心者でも理解しやすいように利用できる機能の説明をわかりやすく記述し、機能毎に操作の手順、入力方法などを明確に記述すること。
- (3) 特殊な用語を使う必要がある場合は、巻末等に用語の説明文を用意すること。
- (4) 変更が生じた際には、その都度マニュアルを改訂し納品すること。

16.2 管理者マニュアルの作成

- (1) 本システムに関してシステム管理者が行うべき作業（ユーザー登録・変更・削除、端末へのシステムのインストール・アンインストール方法など）の操作方法について記述すること。
- (2) 障害発生時における必要な対処措置などについても、専門的な知識がなくても理解できるよう、分かりやすい記述で管理者マニュアルに含めること。
- (3) 変更が生じた際には、その都度マニュアルを改訂し、納品すること。

16.3 操作研修

- (1) 本システムの本格稼働前に、合計1回程度の職員向け研修を実施すること。研修の形態は集合研修とする。

17 システム保守

- (1) 本システムの導入後、安定したシステム稼働を維持するためにシステム保守を行うこと。
- (2) Web 問い合わせフォームまたはメールによるサポートサービスを行うこと。
- (3) 不具合発生時に復旧対応を行うこと。
- (4) アプリケーションの定期バージョンアップを行うこと。
- (5) 製品のバグフィックス及び最新バージョンモジュールの提供サービスを行うこと。
- (6) Windows の OS や Web ブラウザのバージョンアップに対応すること。

18 運用支援

- (1) 運用中に発生した問題や課題について、課題管理表で管理することとし、解決方法等の提案を実施すること。発注者からの問い合わせには、24 時間以内（土日祝を除く）にレス

ポンスをすること。

また、発注者が庁内で組織する担当者等による会議に対して、必要に応じて資料準備、説明等の支援を行うこと。

- (2) システム利用者からの質問や、精度の高い音声認識方法等の相談について、誠実な姿勢で適格かつ適切に対応すること。
- (3) その他、最適と考えられる運用支援を積極的に行うこと。

第 4 成果品

19 成果品

本業務の成果品を次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------|-------|
| (1) 文字起こしシステム | 1 式 |
| (2) 文字起こしシステムライセンス | 5 式以上 |
| (3) マイク設備 | 1 式 |
| (4) 文字起こしシステム管理者向け操作マニュアル | 1 式 |
| (5) 文字起こしシステム利用者向け操作マニュアル | 1 式 |
| (6) 各種研修資料 | 1 式 |
| (7) 協議記録簿・打合せ記録簿 | 1 式 |
| (8) 作業報告書 | 1 式 |
| (9) その他本業務で発生した成果品 | 1 式 |

第 5 その他

20 その他

本仕様書の内容について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上決定する。